

大名領国の経済紛争

久保健一郎

はじめに

一 紛争の実態

先に筆者は、戦国時代の京都における経済紛争について、若干の検討を試みた。^①これは、筆者の戦争経済論の一環であり、戦争経済が形成される前提としての戦国時代の社会状況を見通すための作業であった。^②何よりもそこではさまざまなかたちでの経済紛争が起きていること、それに対して人びとがこれもまたさまざまな方策を講じて切り抜けようとしていることが明らかになった。

ただ、前稿では主として紙幅の関係から、そうした状況についての特質＝歴史的な位置づけに触れえなかった。そこで本稿では、前稿では対象としなかった大名領国における経済紛争を検討し、併せて戦国時代における経済紛争の特質を展望したい。フィールドは、当該問題に関する史料を多く有する北条・今川領国を中心とする。

筆者は、これまでさまざまな議論のなかで、戦国大名と貸借紛争（本稿でいう経済紛争。この点、前稿を参照）に関わる問題に言及してきた。^③ここでは、それらと重複する点もあるが、あらためて紛争の実態を、紛争そのものが現れている史料、紛争のあり方が窺われる史料から捉え直してみる。

【史料1】

参州額田郡菅生田生山満性寺之事、

- 一、寺領寄進地買得地、如前々不可有相違事、
 - 一、寺内門前不入之事、
 - 一、寺内棟別門次井堤之普請以下免許之事、
 - 一、寺内陣取令停止之、但至出馬時者、可有陣取之事、
 - 一、借錢催促等一人宛寺内江可入之事、
- 右条々、領掌不可有相違者也、仍如件、

天文廿一年

十一月晦日

治部大輔(花押)

満性寺⁽⁴⁾

【史料2】

豊田和泉へ就借錢之儀令催促歟、然ニ催促使豊田於知行分一両人討殺由、前代未聞之仕合ニ候、其節豊田者菖蒲領へ罷越由頭論書候、実否難計候、菟ニ角ニ子細者如何も候へ、对催促人動法外候間、知行を召放、永代令改易畢、自今以後御分国中令徘徊者、見逢ニ可討殺候、仍如件、

天正十二年^甲 (心簡要朱印)

糺明之使

三月十一日

堺和伯耆守

江雪

宮城美作守殿⁽⁵⁾

まず、債権の取り立てをめぐる実力行使である。【史料1】は今川義元が三河国額田郡の満性寺の要請に応えて種々の安堵を行っているものである。買得地安堵、不入権付与、普請免除、陣取停止などしばしば見られる事柄に混じって一見奇異なものがある。五箇条目の「借錢催促等は一人宛寺内へ入るよう」この規定である。借錢催促等が寺内へ「入らないよう」というのならばともかく、「入るよう」では安堵にはならないのではないか。これが安堵であるためには、「一人宛」というところに注目するよりない。すなわち、満性寺では借錢催促等が「一人宛」でない状態であってき

ており、それに困り果てて大名へ安堵を求めたと考えられるわけである。「一人宛」でない状態とは、いうまでもなく大勢でということになる。ここでは、債権の取り立てにおいて大勢で押しかけて強引に行うありさまに実力行使を窺うことができるのである。⁽⁶⁾

【史料2】は武蔵岩付城主北条氏房の朱印状である。これは、宮城美作守が豊田和泉なる人物に対して借錢の催促使を派遣したところ「一両人」の催促使が討ち殺されてしまったというものである。宮城はこれを上位権力である北条氏房に訴え、豊田は事件当時は菖蒲領へ行っており不在だったとアリバイを主張したのだが、氏房の裁許は「実否は計りがたい」としながらも、子細はどうであれ「催促人に対し法外をはたらき(あるいはややもすれば法外)」との事実から、豊田の知行を召し放ち永代改易という重刑に処している。催促使(人)に対する「法外」に実力行使が、事件の全容解明を次の次として重大視されている。ここからは、債権を取り立てる側も実力行使によって危険にさらされる現実に注目しなければならぬ。【史料1】と関連づけていえば、取り立てる側も大勢で行かなければ危ないのである。

実力行使のすさまじさというものは、直接の債務債権関係ももちろんだが、債務が転嫁された場合、その理不尽さとも相俟って、より生々しいものとなる。

【史料3】

書出

一、破軍法缺落候間、前々之領主借物、踞残百姓并下人ニ催促不
道理之間、停止之事、

一、自今以後者、御台所百姓ニ被成之上者、郡代・触口為間、細
事之儀成共、不可申付事、

一、作場以下之儀者、如前々細少之所迄、不可有相違事、

以上

右三ヶ条、少も不可有違儀候、若背掟者有之者、其者を不北召連
可参候、可被処重科者也、仍如件、

(天正十六年カ)

子 (印文未詳朱印)

八月廿一日

三給下

北条氏の麾下にある相模津久井城主内藤綱秀の朱印状である。細部の事情が明らかでないところもあるが、全体としてこれも安堵の文書であることは確かであろう。注目すべきは一箇条目である。これもスムーズに文意が通らないところもあるが、大意としては「(領主が)軍法を破って逃亡したのであるから、前々からのその領主の借物を、残っている百姓や下人に転嫁して催促するのは道理に反するのでやめるように」ということであろう。すなわち、逃亡した領主の某に対する債務が支配下にあった百姓や下人に転嫁され、厳しく催促される、という事態が前提としてあったわけである。これが道理に反することは、まったく内藤のいうとおりであるが、こうした事態が実際にあることが重要である。しかも「不道理」であ

るからこそ、百姓・下人も容易に従うはずがなく、某によるこの催促は、相当の実力行使を伴うことも予想されるのである。

この【史料3】をふまえると、次の史料があらためて注目される。

【史料4】

木古庭之郷領主宮下闕落ニ付而、諸百姓等郷中明之由申上候、何之郡郷ニ有之共、早々罷戻、如前々諸役等可走廻、如何様之権門不入之地ニ致居住云共、為御国法間、早速可罷戻者也、仍如件、

(天正九年)

日 (真実) 朱印)

二月二日

木古庭百姓中

北条氏規の朱印状である。これもまたすこぶる難解な史料であり、それゆえか、これまであまり活用されていない感があるが、①木古庭郷領主の宮下なる人物が闕落し逃亡し、②それによって同郷の百姓等が郷中明し逃散し、③氏規が百姓等に還住を命じている、との点については共通理解があると思われる。この①②③の相互関連、とくに①・②の関連をどう理解するかが大きな問題であり、難解である。つまり、領主が逃亡したからといって、なぜ百姓たちまでもが逃亡しなければならなかったのか。

ここで、【史料3】と関連させつつ、考え直そう。ここでは、領主が逃亡したため、その領主の債務を残っていた百姓・下人が債権者の某より催促されたのであった。つまり領主の逃亡と百姓たちへ

の債務転嫁が関連していた。しかもそれは、相当の実力行使を伴っていることが予想された。してみれば、この【史料4】のケースも同様に考えることはできないか。すなわち、領主宮下が某からの債務を負ったまま脱落してしまったことにより、某は百姓たちに債務を転嫁して催促し、百姓たちが逃亡に至ったのでは、ということである。このように考えられるとすれば、百姓たちが逃亡に追い込まれるほどの催促の厳しさ―相当の実力行使を伴う―が想定されるのである。^⑩

【史料5】

今川氏真御朱印

遠州川勾庄大柳村与三郎相抱上名職之事、

右、彼名職先百姓与三郎過分二年貢令未進下地上置之処、彼未進令并濟相抱之由、永領掌不可有相違、縦向後与三郎并自余之輩雖令競望、為忠節之間不可許容歟、与三郎借儀只今錢主方、彦十郎方へ令催促云々、甚以非分至也、縦先百姓借状ニ雖書載、^{〔被〕}役名職只今不可及返弃之沙汰者也、仍如件、

永祿四年

十二月十二日

太田彦十郎^⑪

【史料5】は今川氏真の朱印状写である。太田彦十郎なる人物が百姓与三郎の名職を、与三郎の未進年貢を并済した上で手に入れたのに対し、与三郎の「借儀」の債権者＝錢主が、彦十郎に対して催

促をしていることがわかる。これもまた債務の転嫁であり、大名権力の判断も「はなはだもって非分の至り」とのこと、彦十郎の名職保有権は安堵されている。

【史料1-5】の検討を通じて、北条・今川領国の経済紛争において、実力行使と債務転嫁が頻発している実態が窺えたのではないかと思う。北条氏の場合、一般の経済紛争には介入しないのが原則ではあったが、^⑫このような実態であっては放置しておくわけにはゆかなくなっていく。

【史料6】

多賀郷代官・百姓ニ其方借シ置候兵糧、何も難波不済之由申

上候、厳致催促可請取候、於此上も不済候ハ、急度可遂披露候、得上意其科可申懸候、人之物借濟間敷御国法無之候、如証^{〔証〕}文鍵責候て可請取者也、仍如件、

(永祿十二年)

己巳^⑬ (真実朱印)

卯月廿四日

岡本善左衛門尉殿^⑭

朝比奈兵衛尉

奉之

北条氏規の朱印状である。岡本善左衛門尉が伊豆多賀郷の代官・百姓に貸し付けた兵糧が「難波」にあつて返済されないことが問題となつている。厳しく催促して請け取るように、というのはその限りでは当然のことであるが、注目すべきは「人之物借濟間敷御国法無之候」という部分である。人の物を借りて返済しないなどという御国法はないのだ、という。何ゆえこのようなことがあえて述べら

れるのか。

「国法」については、かつて検討したことがあり、「北条氏はとくに強制したい案件、あるいは説得するうえで緊迫した状況や危機的状況下にある案件があった場合、強制のための法原・切り札として「国法」文言を用いている。すなわち、「国法」と称すること、それ自体が重要なのである」と指摘した。¹⁴⁾つまり、これこれの「国法」はない、という論法は、これこれは「国法」だ、という場合のちょうど裏返しで、「これこれ」を強く否定したい、否定しなければならぬときに用いられているわけである。したがって、「人の物を借りて返済しない」ことは強く否定しなければならないことであった。これは、逆に「人の物を借りて返済しない」こと＝経済紛争が、この岡本の事例に限らず、大名権力にとって看過すべからざる事態に至っていたことを示している。大名領国においても、経済紛争は実力行使・債務転嫁などを内容としつつ、深刻な問題になっていたのである。

二 領主困窮と戦争

債務転嫁といえ、代官が未進年貢を肩代わりすることによって、村が代官（多くは金融業者¹⁵⁾でもある）に対して債務を負う、との指摘がしばしばされている。¹⁶⁾これは多くの場合、代官自身に資本があったの肩代わりとなるうし、またそれなりに合法的なシステムに組み

込まれている。

これに対し、前章で見た債務転嫁は非合法であり、また転嫁した側もすでに逃亡してしまっているなど、悲惨な状況にある。【史料3・4】での逃亡の原因は明らかでないが、転嫁される債務自体に原因がある、すなわち債務を負った困窮がそれである可能性は高いと思われる。しかも、【史料3・4】の場合、そこまで追い込まれたのは領主＝武士であった。逃亡どころか、厳しい取り立てにあって自殺してしまった武士の事例もある。また、債務を「際限なく」抱えたあげく死去し、実子もなかったために名跡をつぶされてしまった事例もある。¹⁸⁾「今川仮名目録」二十条には、「一、借用之質物に知行を入置、進退事尽るゆへに、或号遁世、或脱落のよし、佗言を企る儀有之」とあって、質物に知行を入れてしまったために進退きわまって遁世すると言ったり、逃亡するほかなくなってしまうと大名に泣きついてきたりする者があることが述べられている。¹⁹⁾分国法に盛り込まなければならないほど、領主たちの債務による困窮が深刻化しているのである。²⁰⁾

一体、彼らは何によって債務を負うまでに至るのか。これ自体、困窮の問題である。筆者は、かつて戦争経済を論じた時、戦争状況の拡大が、実際の被害や消費、さらには高利貸（本稿では金融業者）の活動の拡大をもたらし、領国における困窮状況に拍車をかけ、貸借問題（本稿では経済紛争）が深刻度を増して紛糾すると述べた。²¹⁾もちろん、困窮をもたらすものは戦争に限らないであろうが、戦争

状況の拡大を、戦国時代に即した困窮↓経済紛争の柱となる問題と考えたのである。

戦争によって領主も困窮するさまは、次の史料が明らかに示している。²²⁾

【史料7】

(懸紙ウハ書)

「井出千熊殿 氏真」

一、勾金当所務之内半分之事、 一、一色之事、

(中略)

一、富士上方職奉行、如前々可申付之事、

右、就善三郎東西陣番、借錢借米過分引負、依進退困窮、惣左

衛門尉娘伊勢千代仁、善三郎子千熊令契約、知行以下相渡之由、

任善三郎証文之旨、永領掌了、縦類類同心被官人以下、雖令難

渋、一向不可及許容、若千熊・伊勢千代令離別者、借錢借米過

分仁令弁償、其上善三郎存生之間、加扶持之上者、知行等可為

伊勢千代計、次同心等之事、千熊手前就相離者、知行切符等召

放、別人お入替可申付之、守此旨、陣番奉公不可有怠慢者也、

仍如件、

永祿四辛酉年

閏三月十日

氏真(花押)

井出千熊殿²³⁾

今川氏真の判物である。大名の給人である井出善三郎が、借錢借米を過分に引き負って「進退困窮」したことによって、子息の千熊

を井出惣左衛門尉の娘伊勢千代と婚姻させ、知行を譲渡したことを認めたものである。千熊と伊勢千代が離別したときには借錢借米を過分に弁償するように、とあるところから、婚姻・知行譲渡の見返りに惣左衛門尉・伊勢千代側が借錢借米の肩代わりをすることがわかる。問題は、「同心被官人」が見えるところからすれば、相当規模の領主であろう善三郎が、何ゆえに「進退困窮」するほど過分の借錢借米を負う羽目に陥ったかである。答えは本文の最初に明記されている。「善三郎東西陣番」に就き、すなわち善三郎が各地での戦争で東奔西走し、陣番を勤めた過程でのことであるというのである。

戦争における軍役負担が善三郎を経済的に圧迫して借錢借米を重ねさせ、「進退困窮」に追い込んだわけである。内容としては自身の兵糧、従者の扶持、馬の飼料、軍装の準備・整備等々多様なものが考えられ、これはいうまでもなく、戦争が多発し、また長期化すればますます重大化していく問題である。しかも大名は、善三郎・千熊の苦肉の策を了承したうえで、今後陣番奉公に怠慢がないように、と念まで押している。これより以降、善三郎・千熊の生活が安定化したか否かはかなり疑わしいといえよう。

次の史料も触れたことがあるものだが、異なる視点から検討したい。²⁴⁾

【史料8】

四百六拾六俵 借米本利之辻但丑年迄、²⁵⁾

宋丑年迄、

此返弁、

式百十八俵 丑九月より十一月を切而返弁、五十四貫五百文

之分、

式百十八俵 寅年同断、

卅俵 卯年九月

已上四百六十八俵

一、諸人之借米、丑年迄本利合四百余俵也、諸人之借錢・借米、

自御大途是非之御綺、更雖有間敷子細候、与大郎父善右衛門先

年駿州乱之刻、大聖院殿為御使、火急之砌、抛身命駿州へ罷越、

剩遠州迄、御前之致御供候、其忠功更ニ不淺候、然ニ今与大郎

借錢ニ進退打捨所不敏之間、如此返弁被仰出事、

一、知行之内五拾余貫、天正五、六年丑・刁両年着到赦免畢、是を以借米可済

払事、

一、残五拾余貫を以、此員數ニ相当之軍役勤之、自卯年秋如前々

軍役本役ニ可走廻事、

右定処、蔵本へも一々為見御印判可申断候、定而各可聞届候、

仍如件、

天正五年

丁丑 (虎朱印)
三月十九日

西原与大郎

奉之
山角上野守

北条家朱印状写である。北条氏の給人西原与大郎は、諸人(蔵本

金融業者)からの借米が本利合わせて四百余俵に達し、進退きわま

ていた。大名は特例措置として西原に借米の返済方法を指示した。⁽²⁶⁾

その内容は、西原が勤めるべき軍役を二年間にわたって五十余貫文

ずつ減免し、それをもって返済に充てよ、というものであった。残

り五十余貫文で「相当之軍役」を勤めよ、というのであるから、要

するに本来の軍役の半分を減免されたわけである。これは、知行貫

高五十余貫文に懸かる軍役が減免されるのであるから、五十余貫文

という現銭がそのまま返済に充てられるわけではない。大名が厳密

に計算した上で、西原を確実に救済できると見込んでの措置だった

か否かはいささか疑問であるが、まったく外れていることもないで

あろう。とすれば、巨額の借米が二年間軍役を半分にしたことで、

完済の見込みがさしあたり出るわけである。これは、いかに軍役の

負担が大きかったかを、裏返しのかたちで示しているといえるので

はないか。軍役負担の厳しさは、大名自身も認めるものだったので

ある。北条領国では、借錢のかたとして、具足・馬を質に入れてし

まっている事例があるが、この場合かりに軍役の過重負担による借

銭が原因であるとすれば、まことに皮肉な事態といわざるを得ない。

井出善三郎や西原は、まだどうにか救われる道があったが、まさ

に進退きわまって逃亡してしまふに至る者もあつたであろう。【史

料3・4】等がそうした事例である可能性は大いにあると考える。

とくに【史料3】では、逃亡した領主某は軍法を破って脱落したと

あるところから、出陣中の逃亡と考えられるのであり、軍役負担の

「軍役退屈」による逃亡などは直接にこのことを示していよう。⁽²⁸⁾

従来、軍役の厳しき自体は指摘があったかもしれないが、以上見てきたように、これは単に軍役の負担が重かったのみではない。それによって過分の債務を負い、厳しい取り立てに遭うために、ますます苦しい状況に追い込まれていくわけである。戦争状況の拡大がそれに拍車をかけるのはいうまでもない。そしてその結果、債務が非合法に、またそれゆえに逸脱した実力行使を伴って、百姓等に転嫁されることも大いにあり得たのである。そして、そのことを裏づけるように北条領国の場合、経済紛争の史料が激増するのは戦争状況もまた拡大する天正十年代なのである。また、第一章で「人の物を借りて返済しない」国法はない、などと捻った論理を持ち出してまで経済紛争を強く制止しなければならなかった【史料6】は、永禄十二年のものである。この年はいうまでもなく、武田との対立で北条領国が一大戦争危機に陥った時期に当たるのである。

三 徳政の脅威と「弓矢徳政」

北条氏や今川氏の場合、経済紛争の一方当事者が金融業者ではない場合もかなりあるが、かつてやや詳しく検証した、金融活動を行いつつ、代官を勤める階層の存在は、やはり大きい。⁽³⁰⁾ 本稿でこれまで見えてきた債務の事例でも「蔵本」とはつきり姿を見せるものから、まったく見せないものまで様々であるが、多くの場合金融業者

が絡んでいると考えてよからう。

戦争状況の拡大に伴って、金融業者の活躍の場面はますます広がっていったが、彼らは大名から委託されて蔵の物資を運用し、また年貢・公事収取において力量を発揮した。この二重の点において、大名は彼らを根本的に保護・優遇しなければならなかった。⁽³¹⁾ 非合法的な債務転嫁・実力行使は制止されたけれども、これらがなかなか後を絶たなかったのはこうした事情によるであろう。

しかし、経済紛争が蔓延すれば、希求されるものがある。徳政である。⁽³²⁾ 北条氏の場合、永禄三・四年の徳政以来、大規模な徳政は行われなかったが、徳政の可能性は金融業者・大名、そして領主を悩ませ続け、それ自体が経済紛争の火種であった。

【史料9】

千総 築田領へ其方借置兵糧、号徳政難渋候哉、為如何彼領分計徳政

可被下候哉、偽先借状可請取儀、相違有間敷候、仮初ニモ非分之沙汰不可有之旨、被仰出者也、仍如件、

天正十二年甲申（虎朱印）

十月十六日

高城源次郎殿 (熊印)⁽³³⁾

遠山右衛門大夫 (直原)

奉之

北条家朱印状である。債務の返済に当たって「徳政」と号して難渋があり、大名がそれを不当としているものである。ただし、これは徳政を不当としたのではなく、徳政が発令されていないのに、偽って号したことによって不当としているわけで、「どうしてかの領分

ばかりに徳政を下すことがあろうか」と述べ、大名による惣徳政に含みを残している。大名は、徳政を行わないなどということは、領国民をあまねく救うべき立場としてはいえないのである。

さらに、大名の徳政ばかりが徳政だったわけではない。

【史料10】

徳政之事御侘言候、雖迷惑候為神慮之候間、任承ニ候、此上御造官御祭礼以下、少も無未熟可被勤之候、為後日一札、仍而如件、

天正十二年甲申

二月十七日

舟橋

富中務大輔殿³⁴

胤則(花押)

【史料11】

徳政之事、被入儀曾以雖不可有之候、以自然之儀、申上候歟、万一如此之出来候共、米銭等借置候者へ加催促、無相違可取申也、仍証状如件、

天正八年閏三月十七日

椎名伊勢守妻かたへ³⁵

邦胤(花押)

【史料10】は高城胤則の判物写である。【史料9】では「徳政」を号している築田領の不当を訴えていた高城が、ここでは自らの権限として徳政を付与している。つまり、大名の領国内でも国人・国衆等は徳政を発令する権限を維持しているわけであり、だからこそ、

大名領国の経済紛争

【史料9】のような個別的な徳政を楯に取った紛争が生じることになるのである。もちろん、高城にとつても徳政は歓迎できるものではない。「迷惑に候と雖も」³⁶困惑しているけれども、というのが、端的にそれを表している。それでも領主である高城に徳政を発令してほしいという「御侘言」があり、高城はそれに応えるわけである。徳政が発令される契機は、大名領国内に重層的に存在し、徳政を求め、また恐れる動きは多様に存在したといえるのである。

【史料11】は千葉邦胤の判物であるが、ここでは徳政を恐れる動きが「自然の儀をもって申し上げ候か」という部分から知られる。つまり、千葉は椎名伊勢守妻が特に願ひ出てきたことに対応して、徳政免除を盛り込んだ貸借保障の判物を与えたわけである。徳政を発令することはまずありえないのだが、と言いながらも特に願われれば、「自然之儀」³⁷万一のことは否定できず徳政免除を与えざるを得ないのであり、徳政の脅威が差し迫った現実のものとして人びとに認識されていること、発令する権限を持っているはすの国人・国衆ですら予測不能のものであり、その意味では彼らにとつても脅威であることが読み取れるのである。

戦争状況の拡大と経済紛争、そして徳政はこのような筋道で関連しあっていることが理解されるが、従来からも戦争が徳政の契機の一つであること自体は指摘されており、近世初期の売券には保証文³⁸言として「弓矢徳政」なる文言が注目されてもいる。ただ、かつて筆者が、戦争状況の拡大は戦争経済の矛盾を深め、大名によって徳

政が行われなければならない、と不十分ながら述べたところからすれば、また、本稿で検討してきたところからすれば、何ゆえ戦争からの救済が徳政というかたちをとり、それがまたいかなる影響をもたらすかが、戦国時代の状況に即して考えられる必要がある。そこで、以下では戦争による徳政を包括的に「弓矢徳政」と呼び、前稿で明らかにした点とも併せ考えながら、いま少し検討を掘り下げよう。

前稿では、室町幕府の「引付」に見える「一乱」という用語に注目し、応仁の乱以後に「一乱」戦争による被害が支払い猶予等の理由として持ち出されること、それがかなりの程度正当性をもって受け止められるものであつたであろうことを指摘した。これは、前稿ではいまだ確たる認識に至っていなかったが、明らかに「弓矢徳政」に規定された社会意識が背景にあるといえよう。しかし、これはまた漠然たる意識ではない。戦争のただ中で現実に証文や財産を失ったり、失う危険性がきわめて高い状況の中からリアルに形作られてきたものである。

さらに注意しなければならない。この「弓矢徳政」への意識は新たに紛争を呼び起こしていくのである。すなわち、前稿で明らかにしたように、一方当事者による「一乱」の主張は、多くの場合他方から虚偽であるという反駁を受けるわけであり、おそらくは少なからず虚偽の主張を含む。してみれば、「弓矢徳政」への社会意識が強くなればなるほど、紛争もまた増加していくことが予想されるの

である。

これをふまえて、大名領国の場合を考えよう。

【史料12】

一、万民哀憐、百姓可尽礼御意見令得其意候、去年分国中諸郷へ下徳政、妻子下人券捨、為年経迄遂糺明、悉取帰遣候、当年者諸一揆相之徳政、就中公方銭本利四千貫文、為諸人捨之、蔵本押置、現銭番所集、昨今諸一揆相ニ致配当候、家之事、慈悲心深信仰専順路存詰候間、国中之聞立邪民百姓之上迄、無非分爲可致沙汰、十年已来置目安箱、諸人之訴お聞届、探求道理候事、一点毛頭心中ニ会乎偏頗無之候、天道明白歟、^(依也)

【史料12】は永禄四年と推定される五月廿八日付北条氏康書状写の一部で、先にも触れた北条氏による永禄三・四年の大規模徳政について、最高権力者である氏康自身が述べているものとして有名である。この徳政は、前年来東国を襲った大飢饉を契機とした「勸農の徳政」として知られるが、筆者は、永禄三年と四年の二段階で考えた。⁽⁴⁾「去年分国中諸郷へ下徳政」「当年者諸一揆相之徳政」とある点について、永禄三年の「諸郷」への「勸農の徳政」では徳政が完結しえず、永禄四年の武士「諸一揆相」への徳政に及んだと理解したのである。⁽⁴⁾

ただ、そこでは、対象について村々百姓と武士との違いは見出しただが、永禄四年徳政に「勸農の徳政」と相並ぶ位置づけは与えられず、補完するかのよう捉えるのみであった。しかし、「弓矢徳政」

の社会における規定性をあらためて考えてみると、永禄四年徳政は長尾景虎侵攻後の「弓矢徳政」として独自の位置づけができるのではないか。とくに【史料12】は、景虎侵攻により領国が危機に陥ったことについて箱根別当融山から氏康に意見が出され、それに氏康が応えるかたちで書かれたものである⁽⁴⁾。したがって、全体として北条氏の領国支配の正当性・正統性を政治・政策のあり方から謳っているものであるが、景虎侵攻にどう対処したかは、他の宗教や禁裏料所の問題などと比して、このたびの危機と直結する、まさに核心となる部分であるといえる。氏康がもっとも力を入れて喧伝したい業績だったわけである。このように、永禄四年の徳政は「一揆相」⁽⁵⁾武士への「弓矢徳政」として、永禄三年の飢饉に対する「諸郷(村)」⁽⁶⁾百姓への「勸農の徳政」と相並ぶものとして理解され、各々独自の意味づけがされると考えられるのである。北条氏の大規模徳政に「弓矢徳政」の位置づけがされるとすれば、大名領国における「弓矢徳政」が、事実として、また意識として広がりをもっていたことは十分に想定できるであろう。

ところで、永禄三年の景虎関東侵攻時には、武蔵河越城に籠城する者に対して、北条氏が借錢借米の「徳政」と所領給与を約束した史料がある⁽⁷⁾。永禄四年「弓矢徳政」は、この個別の約束が履行されたものとして理解できるのだろうか。一見、それで問題ないようにも思われる。しかし、個別に事前約束した徳政の集成が、「公方銭」だけでも「本利四千貫文」というような巨額債務の破棄に至るであ

らうか。個別の事前約束では捉えられていなかった多くの人びとを、広域に発令した「弓矢徳政」で救済した、否、しなければならなかったと考える方が自然であろう。個別の利益誘導や恩賞など、いわば「手段としての徳政」が、いかに幅を利かせていようと、それは広域に発令される「弓矢徳政」が現実に大きな意味を持っていたことが前提であると理解されるのである。

もちろん、この「大きな意味」とは、先に述べた徳政の現実的脅威を含めてのことなのであり、それゆえ、広域的であればあるほど多くの紛争を伴い、また新たな紛争を呼び起こすことが予想されるのである。

むすびにかえて

紙幅も尽きたのであらためてまとめることはせず、前稿以来課題であった、戦国時代の経済紛争の特質に言及してむすびにかえる。前稿・本稿での検討からすると、戦国時代の経済紛争は、いわば戦国的「弓矢徳政」をもたらす。これは、ただ戦争が多いからというのではなく、現実の戦争被害やそれに基づく紛争から起ちあがった意識に支えられていた。戦争状況の拡大はより多くの、またさらに深刻な紛争をもたらす、それは徳政を呼び起こすが、その徳政は、新たな紛争をもたらすものであった。これは、大名・領主・金融業者・民衆いずれにとっても、額面通りの債権消滅にとどまらない、

きわめて現実的脅威であった。戦国時代の経済紛争は、この戦国的「弓矢徳政」と一体のものとして存在するところに大きな特質があったのである。

こうして、戦国的「弓矢徳政」は、危機を回避する善政というよりは、多くの階層にとって、危機の中から生まれた脅威、新たな危機となった。幕府が、「分一徳政」という個別の債権債務裁定への限りで「手段としての徳政」と同質に没入していくなか、人びとは「自力」によって種々の方策を講じ、また危機に対応する権力として戦国大名が登場した。しかし、いずれにせよ、この脅威・危機は根本から解消される必要があったし、その解消は戦争状況の収束とともに、もたらされなければならなかったのである。

注

- (1) 拙稿「戦国時代の経済紛争」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』五一、二〇〇六年)。以下「前稿」とする。
- (2) 前稿参照。関係論文として、拙稿「戦国社会の戦争経済と収取」(『歴史学研究』七五五、二〇〇一年、以下久保A論文とする)、同「戦国社会の戦争経済と支出」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』四八、二〇〇三年)をあげておく。
- (3) 拙稿「戦国大名領における高利貸と「徳政」(久保「戦国大名と公儀」校倉書房、二〇〇一年、所収、以下久保B論文とする)、久保A論文、等。
- (4) 「満性寺文書」(『静岡県史』資料編7中世三、二二五七号文書、以下「静」二二五七のように略す)。
- (5) 「内閣文庫所蔵豊嶋宮城文書」(『戦国遺文』後北条氏編二六五二号文書、

以下「戦」二六五二のように略す)。

- (6) この点、戦国時代の京都においても注意すべき史料がある。永正十七年二月十二日付幕府奉行連署徳政掟書案(『蜷川家文書』、『大日本古文書蜷川家文書』四六一号文書)には、徳政に関して種々の品目を列挙したのち、分一銭を進納して「おんひんに、女をもつて、はくちうにとるへく」とある。穩便に、女をもつて、白昼に、というのだが、この異様に具体的な請け戻し方法の提示は何か、ということである。穩やかならざるやり方(＝暴力など実力行使を伴い)で、男が、夜陰に紛れ、請け戻すことが頻繁にあったからこそではないか。
- (7) 「善勝寺文書」(『戦』三三六三)。
- (8) 「相州文書所収増右衛門所蔵文書」(『戦』二二二八)。
- (9) 言及しているものとして、小和田哲男「後北条領国における農民逃亡」(『静岡大学教育学部研究報告(人文社会科学篇)』二五、一九七五年、のち同「後北条氏研究」、吉川弘文館、一九八三年、所収)、峰岸純夫「身分と階級闘争」(階級闘争史研究会編『階級闘争の歴史と理論?前近代社会における階級闘争』、青木書店、一九八一年、所収、のち峰岸『中世の東国地域と権力』、東京大学出版会、一九八九年、所収)をあげておく。
- (10) 【史料4】は「国法」により逃亡者の還住を図っているところからいえば、人返し令書である。人返し令書は、個別的欠落に際し、その主人や領主の申請に基づいて大名権力から発給される。大名への何らかの要請を伴う集団的逃散(実は一時的在所退去・耕作放棄)に際しては発給されない(戦国時代の「逃散」と「欠落」については、拙稿「戦国大名権力と逃亡」、『民衆史研究』三五、一九八八年、および同「戦国大名領の訴訟と裁許」、久保前掲注(3)著書、所収、参照)。ただし、この史料は人返し令書と言いつけるには異例である。何よりも逃亡者が「諸百姓等」であり、充所が「本古庭百姓中」である点が問題となる。つまり充所の「本古庭百姓中」は、領主宮下が欠落して諸百姓等が逃亡したことを「申上」げた主体であり、人返しの申請者と見なせるが、これは逃亡者「諸百姓等」の領主で

はもちろんないし、またそれぞれが同様のかたちで「百姓等」「百姓中」とある以上、主人とも考えがたいのである。この点、いかに整合的に解釈するか難解であるが、百姓たちが逃亡先の在所で強制的に領主などの支配下に組み込まれてしまったため、氏規に還住の嘆願をした結果、発給されたのかもしれない(則竹雄一氏のご教示)。

(11) 「随庵見聞録」(『静』二九九九)。

(12) 後掲【史料8】に、「諸人之借錢・借米、自御大途是非之御綺、更雖有間敷子細候」とある。諸人の借錢・借米について、御大途は大名権力よりの干渉はされるべきではないのだが、という意である。もっとも、「雖も」とあるように、ここでも原則外の処置がされたわけであるが。この点、久保A論文・B論文、参照。

(13) 「岡本善明氏所蔵文書」(『戦』二一〇一)。

(14) 拙稿「後北条氏における公儀と国家」(久保前掲注(3)著書、所収)、参照。なお、この点、峰岸純夫氏も人返しについてであるが、「国法」と規定することによって強制力の法源としている」と述べている(峰岸前掲注(9)論文)。

(15) これは、久保A論文・B論文等で「高利貸」としてきたものと同じであるが、近年では一般に中世の金利は高利であった等の理由から、あえて「高利貸」との概念は用いない傾向があることに鑑み、本稿では金融業者と称することにした。

(16) 則竹雄一①「後北条領国下の徳政問題」(『社会経済史学』五四一六、一九八九年)、②「大名領国下における年貢収取と村落」(『歴史学研究』六五一、一九九三年、のち両論文とも則竹「戦国大名領国の権力構造」、吉川弘文館、二〇〇五年に所収)、阿部浩一「戦国大名領下の『蔵』の機能と展開」(『史学雑誌』一〇三三六、一九九四年、のち阿部「戦国期の徳政と地域社会」、吉川弘文館、二〇〇一年に所収)、久保A論文、等。

(17) 「宗長手記」(『群書類従』十八輯、日記部)。この事例については、桜井英治「中世の経済思想」(桜井『日本中世の経済構造』、岩波書店、一九九六

年、所収)が言及している。

(18) (天正十六年)十二月十三日付北条氏忠朱印状写(『武州文書所収平左衛門所蔵文書』、『戦』三三九九)。

(19) 『中世法制史料集』第三卷、所収。

(20) この箇条は、引用部分に続いて、大名が料所を手放して債務を肩代わりした実例を挙げている。もちろん、このようなケースは多くはないであろうが、領主の債務は大名をも圧迫することを示している(久保A論文、参照)。

(21) 久保A論文。

(22) この点、久保A論文でも触れたが、紙幅の関係で部分的言及にとどまり、史料もごく一部の引用だったので、あらためて掲げて検討する。

(23) 「浅川井出文書」(『静』二九〇六)。

(24) 久保A論文・B論文。

(25) 「大竹文書」(『戦』一八九六)。

(26) 前掲注(12)および久保B論文、参照。

(27) 天正拾七年卯月廿七日付北条氏政朱印状写(『青木氏蒐集文書』、『戦』三四四三)。

(28) 天正四年五月十二日付武田家朱印状(『小林家文書』、『戦国遺文』武田氏編二六四九号文書)等。

(29) 久保B論文。

(30) 久保A論文・B論文、拙稿「境界としての「町場」と公儀」(久保前掲注(3)著書、所収)、拙稿「兵糧からみた戦争・戦場」(小林一岳・則竹雄一編「戦争I」、青木書店、二〇〇四年、所収)等。

(31) 久保A論文・B論文。

(32) 徳政研究は今なお状況を呈している。戦国時代に関するものだけでも膨大な蓄積があるが、阿部前掲注(16)著書で網羅的な研究史整理が行われている。その阿部著書と則竹前掲注(16)著書は、大名領国における徳政に関する近年の成果として重要である。最近では黒田基樹氏が、村の視点

から精力的に仕事をしている(①「一五・一六世紀徳政論序説」、「史苑」一七一、二〇〇三年、②「氏康の徳政令」、藤木久志・黒田編『定本・北条氏康』、高志書院、二〇〇四年、所収、③「戦国大名の危機管理」、吉川弘文館、二〇〇五年、等)。なお、久留島典子氏の「徳政」の語を広義の意味に使用する、すなわち土地取りもどしや債権破棄一般と同義で用いる議論もあるようだが、そうした見方は、「徳政」という語で表された事象の意味を拡散させ、逆に時間の推移による社会構造の変化を捉えにくくさせるのではないかと考える」との発言に留意したい(久留島「戦国」近世初期における大和宇智郡の国衆と村落」、勝俣鎮夫編『寺院・検断・徳政』、山川出版社、二〇〇四年、所収)。筆者はこの久留島氏の発言に基本的に賛成である。そのうえで、近年戦国時代では閑却されがちな、徳政の政治思想としての側面に注意しながら、追究していきたいと考えている。

- (33) 「高城文書」『戦』二七三三。
 (34) 「船橋文書」『戦』二六三三。
 (35) 「幡谷文書」『戦』二二六一。
 (36) 阿部「戦国期徳政の事例検討」(阿部前掲注(16) 著書、所収)。
 (37) 久保A論文。ただし、これは解決にならず矛盾をいよいよ深める、と論旨は続く。
 (38) 阿部前掲注(36) 論文では、戦乱による徳政を広く捉え、「弓矢徳政」とは慎重に区別しているようであるが、本稿では便宜上このようにする。
 (39) この点、清水克行・藤木久志両氏よりご指摘を受けた。
 (40) 「安房妙本寺文書」『戦』七〇二。
 (41) 則竹前掲注(16) ②論文。
 (42) 以下、北条氏の永祿三・四年徳政に関する筆者の見解については久保A・B論文および拙稿「戦国大名領における訴訟と裁許」(久保前掲注(3) 著書、所収)、参照。
 (43) 黒田前掲注(32) ②論文では、筆者が「一揆相」を「村の武士」としたとするが、「村の」とは述べていない。

(44) (永祿四年)五月廿五日付融山書状写(「安房妙本寺文書」、『戦』四四三七)。

(45) 「勸農の徳政」は徳政の目的が「勸農」であることを示しており、「弓矢徳政」は徳政の原因が「弓矢」戦争であることを示しているから、内容的に同質であるとはいえないが、ここではあくまで永祿四年徳政の独自性を、一言で表すことによって強調したかったに過ぎない。ただ、「各々独自の意味づけがされる」べき点は、明白になったのではないか。

(46) (永祿三年)十二月二日付北条氏康・氏政連署判物写(「相州文書所収武兵衛所蔵文書」、『戦』六五八)。